

○関西医科大学医学会会則（昭和 18 年種別なし） 令和 5 年 4 月 1 日改正

（目的）

第 1 条 医学、看護学及びリハビリテーション学の学術研究の向上発展を主たる目的とし、その進歩に貢献するため、関西医科大学医学会（以下「本会」という。）を置く。

（事業）

第 2 条 本会は、前条の目的達成のため、次の各号に掲げる事業を行う。

- （1）学術研究雑誌の編集と発行
- （2）学術的優秀研究者の褒賞
- （3）医学、看護学及びリハビリテーション学に関する学術研究集会の管理
- （4）業績及び研究者データベースの集積
- （5）前各号に掲げる事業のほか、本会が必要と認める事業

（会員）

第 3 条 本会の会員は、関西医科大学の教職員及び会長が認めた者とする。

- 2 前項に定める者のほか、本会の目的に賛同する者について会長が認めた場合、会員となることができる。
- 3 本会の会員は、本会が行う学術研究集会その他の事業に参加することができる。

（会長）

第 4 条 本会に、会長を置く。

- 2 会長は、関西医科大学学長をもって充てる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（監事）

第 5 条 本会に、監事を置く。

- 2 監事は、本会の会計を監査する。
- 3 監事は、次条第 3 項の委員の互選により選出する。

（委員会）

第 6 条 本会の運用を効率的に行う体制を整備すべく、医学会委員会（以下「委員会」という。）に、次の各号に掲げる委員会を置く。

- （1）運営委員会
- （2）編集委員会

- 2 委員会は、運営委員会、編集委員会及び会長、委員長、監事（以下「役員」という。）をもって組織する。
- 3 運営委員会は、事業、決算、予算及び本会の重要事項等（緊急を要する事項を含む）の審議を、編集委員会は、雑誌編集に関する事項（査読者の任命他）の審議を行う。
- 4 運営委員会に委員長を、編集委員会に編集長を置き、委員長及び編集長は会長が指名する。
- 5 運営委員及び編集委員（以下「委員」という。）は、医学部教授会及び准講会並びに看護学部教授会及びリハビリテーション学部教授会の推薦に基づき、会長がこれを委嘱する。
- 6 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、会長は学外者を委員に加えることができる。
- 7 第5項の委員の選出については、別に定めるものとする。

（委員長）

第7条 委員会の議長は、委員長をもって充てる。

- 2 委員会は委員の過半数の出席で成立し、その議事は出席委員の過半数により決する。

（役員、委員の任期）

第8条 役員及び委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 任期中に退職等により欠員が生じた場合、後任の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 委員の補充または再編成を行う場合には、臨時に委員会を開催し委員を選任する。

（重要事項等の意思決定）

第9条 本会に関する重要事項等は、運営委員会の審議後、会長の承認を経なければならない。

（会費）

第10条 本会は、会員から会費を徴収するものとする。

- 2 会費については、運営委員会の審議を経て別に定める。

（経費）

第11条 本会の経費は、次の各号に掲げる収入等をもって充てる。

- (1) 会費収入
- (2) 寄附金品及び補助金品
- (3) 前各号に掲げる収入等のほか、諸収入

（会計年度）

第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終る。

（設置場所）

第13条 本会の事務所は大阪府枚方市新町二丁目5番1号、関西医科大学附属図書館内に置く。

附 則

この会則は、昭和18年12月25日から施行する。

(一部改正経過年月日省略)

附 則

この会則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成6年8月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月1日から施行する。

○関西医科大学医学会会則施行細則

令和5年4月1日 改正

(医学会委員会委員の選出)

第1条 関西医科大学医学会会則(以下「会則」という。)第6条第3項に規定する医学会委員会委員の候補者の推薦については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 医学部教授会より6名(基礎社会医学系3名及び臨床系3名)並びに准講会より7名(基礎社会医学系3名、臨床系4名)をそれぞれ推薦するものとする。
- (2) 看護学部教授会より3名推薦するものとする。
- (3) リハビリテーション学部教授会より2名推薦するものとする。

2 会則第5条に規定する医学会監事については、前項第1号の推薦者の中から医学会会長が委嘱した委員の互選により選出する。

(雑誌の発行)

第2条 会則第2条第1項第1号に規定する学術研究雑誌の発行は年1回とし、他に欧文号を適宜発行するものとする。

(会費)

第3条 会則第11条第1項第1号に規定する会費は、会員一人当たり年額2,000円とする。

附 則

この細則は、昭和44年8月1日から施行する。

附 則（昭和56年11月1日）

この細則は、昭和56年11月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この細則は、令和5年4月1日から施行する。